

令和6年度 細中での生活

「細中での生活」は、誰もが安全・安心で居心地よく中学校生活を送ることができることを願って定められています。以下のことについて違和感や生活しづらさを感じる場合には、相談に応じたり、見直しを図ったりしていきます。また、生徒会でも校則についてのアンケートなどを実施し、生徒の意見をもとに校則の見直しを検討します。生徒で考えた校則を生徒で守っていける細江中学校を目指します。

1. 身なりについて

(1) 制服……制服指定店で、中学生用として販売されているものを基準とする。

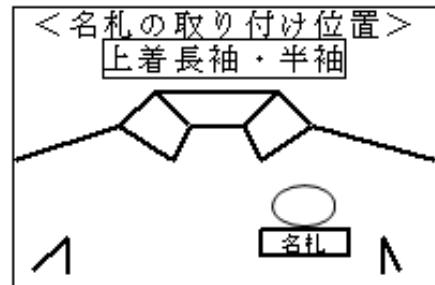
学生服 冬：標準型（ボタンは細江中指定のもの、ズボンはノータック）
ベルト（黒色で華美な装飾のないもの）

夏：白色無地のYシャツ、または開襟シャツ（ボタンダウン不可）
ズボン、ベルトとも冬と同様

標準型ズボン（ノータック）、ベルト（黒色で華美な装飾のないもの）

セーラー服 冬：紺（細江中指定のもの）、白スカーフ
夏：白（細江中指定のもの）、白スカーフ

※スカートはひざ全体が隠れる長さであること。



(2) 体操服……細江中指定のもの

(3) 名札……体操服の名札（縁取りは学年色、体操服指定店で購入）

右図の位置にアイロンで張り付け、さらに縁を糸で縫い付ける。（長ズボン・ハーフパンツは内側のタグに名前を記入する。）

学年色 1年「青」 2年「緑」 3年「赤」 ※学年色は3年間同じ色

(4) 靴……外靴：全体が白色で体育の学習に適したもの（底が平らなものは不可）

雨の日のみ指定なし。しかし、昇降口通過は白色の外靴（徒步通学を除く）

上靴：細江中指定のもの（ラインは学年色）

(5) 靴下……白でくるぶし全体が隠れる長さのものを着用する。

(6) バッグ……細江中指定のバッグ（反射材は学年色）

※令和5年度よりカバンを変更したので、令和4年度指定メインバックでも良い。

※教科書、ノート類はバッグに入れる。入りきらない荷物を部活のバックまたは、各自用意したカバンに入れる。

(7) ヘルメット…細江中の校章のついたもの（体操服指定店、または学生協で購入。小学校のものも可。）

(8) 夜光チョッキ…交通安全協会が勧めるもの。完全下校時刻30分前より着用する。

(9) 頭髪……染色をしない。整髪料を使用しない。

（授業内で危険が及ぶ・支障が生じることが想定される場合は、あらかじめ配慮した髪型にすること。今後も学校全体で考え検討していく。）

(10) 防寒着…通学：基本は制服の上に、部活動で定めたウインドブレーカー（ない場合はそれに準ずるデザインのもの）を着用する。

マフラー、ネックウォーマー、手袋は、着用してもよい。

校内：長袖体操服の中に、セーター、トレーナー等を着用してもよい。体操服のすそから出ないものであること。ハイネックや襟からはみ出るインナーシャツは着用しない。

(11) その他…○まゆ毛を細くしたり、形を変えたりしない。

○リップクリームを使用する場合は無色無香、制汗スプレーやハンドクリームを使用する場合は無香性の物に限る。

2. 通学について

- (1) 方法……徒歩、または自転車により通学路を通って登下校する。
- (2) 自転車通学許可基準
- ①通学用自転車の基準
- ・前かご、荷台、ライト、ベル、反射板等のついた通学に適した自転車であること。
 - ・自転車保険に加入すること。
- ②上記①を満たし、「自転車通学許可願い」を提出すること。また、交付された「自転車通学許可証」を自転車の所定（後輪の泥よけに貼るステッカー）の位置に貼ること。
- ③自転車通学のルール
- ・道路交通法における禁止14項目
- | | | | |
|----------------------------|--------------------|------------|-------------|
| 1 信号無視 | 2 通行禁止違反 | 3 歩道での徐行違反 | 4 通行区分違反 |
| 5 路側帯での歩行者妨害 | 6 遮断機がおりた踏切への立ち入り | | |
| 7 交差点での優先通行車の妨害 | 8 ブレーキが不良の自転車運転 | | |
| 9 安全運転義務違反（※携帯電話をしながらの運転等） | | | |
| 10 交差点での右折車優先妨害 | 11 環状交差点での安全進行義務違反 | | |
| 12 一時不停止 | 13 歩道での歩行者妨害 | 14 酒酔い運転 | |
| ・細江中学校の禁止7項目 | | | |
| 1 並進 | 2 二人乗り | 3 ノーヘル | 4 夜光チョッキ未着用 |
| 5 自転車改造 | 6 違法駐車 | 7 通学路違反 | |
- (3) 登下校のきまり
- ①7時30分より前には登校しない。
- ②登下校時の服装は制服を原則とし、着替えは教室で行うこと。
※車で送迎してもらう場合でも制服を着用すること。
※雨が降っている場合は、体操服やジャージでの登下校も可とする。しかし、全校朝礼、儀式、テストがある日は、制服をバッグに入れて登校すること。
※夏の暑い期間や、冬の寒い期間は体操服やジャージ・防寒具での登校を許可する。時期は気候に合わせて連絡する。
※部活動参加後の下校時は、部活動の活動着、または体操服も可とする。
- ③自転車通学者はヘルメットを着用し、あごひもを締める。バックは背負う、または、荷台にしばる。
- ④生徒通用門から出入りする。校内では自転車を降りて引くこと。
- ⑤自転車は駐輪したら施錠する。
- ⑥遅刻→8時00分のチャイム前の着席（朝礼等がある日は集合場所で確認）で判断する。
バッグはロッカーに入れてあること。
- ⑦完全下校時刻30分前を過ぎたら夜光チョッキを着用すること。
- ⑧下校途中に友人宅や商店に立ち寄らない。
- ⑨登下校中に事故が起こった場合、相手と連絡先を交換しておく。些細な事故であっても、状況を保護者・学校に報告する。
- (4) 病気・けが等による欠席、遅刻の学校への連絡
- ①保護者に電話連絡してもらう。（7時15分以降）
7時45分までであれば、さくら連絡網を利用しても良い。
- ②遅刻して登校した場合、まず職員室に行き、職員室にいる先生に登校したことを報告する。その後、教室に向かう。
- (5) 自動車での送迎
- ①プール西駐車場で乗降する。
- ②正門付近、正門内での乗降はしない。
(けが等により移動が困難である場合や、大きな荷物がある等の事情がある場合は、学級担任や部活動顧問に申し出る。)

3. 校内生活について

- (1) 持ち物……学校生活に不要な物（携帯電話、カッターナイフやハサミなどの鋭利な刃物、金銭、貴重品を含む）を持ってこない。これらの物を理由があつて持ってくる場合（部活動などの集金）は、朝の連絡で確実に担任に預ける。部活動時は顧問に預ける。
- (2) 服装……校内生活は体操服を原則とする。※全校朝礼、儀式、定期テストは制服。
※帰りの会の默想時は、制服またはジャージとする。防寒具を校内では身に付けない。
また、着替えは、帰りの会終了後とする。
- (3) 器物破損…校内の施設、物品等を破損したときは、ただちに担任に申し出る。（不注意や故意で破損させたときは弁償してもらう場合がある。）
- (4) 職員室でのマナー
①入室時にカバン、手袋、マフラー、ネックウォーマー等は身に付けない。
荷物は廊下の隅に整頓して置く。
②用事のある生徒だけが入室する。
③机上の物に許可なく触れたり、のぞき込んだりしない。先生に頼まれた物を持ちに来たときや置きに来たときは、必ず近くの先生に許可を得る。
④特別教室や部室等の鍵を借りる場合には、近くの先生に必ず許可を得る。
⑤会議中とテスト期間中は入室できない。
⑥目的の先生が不在の場合は、職員室の外で待つ。
⑦職員室、会議室付近の廊下では特に静かに行動する。

4. 校外生活について

- (1) 下校後や休日に自転車で外出するときも、自他の命を守るために、ヘルメット、夜光チョッキを着用し、交通ルールを守る。

学校は、集団生活を送るところです。みんなが安心して過ごせるように人の気持ちを考えて行動しましょう。困ったことがあつたら、すぐに先生に相談しましょう。